

そのかわり、福生としても羽村に好んで供給している所が一部あるわけだ、そういう点でお互いに供給してあります。が境界がぼろぼろ、羽村は内河を行くというふうに着ておるわけだ、羽村としてもある程度了解した所が一部あります。が、給水はできると思っています。全体的に入れるというところは先程小川議員さんから質問がありまして、田中次官画の中にあり、入るで早く期間にあの地域と上の地域に敷設する先行投資をやりたいという考えで、二の分譲地に好する供給は個人からの方法をとりたいと思っております。

・十番(岡 末吉君) 加美平地区の水道につけては下下いす課長から答弁がありその点について了解いたしました。是非そういう形で早い機会にやらないかと下下いすと思っております。それより下の環については是非所長にお願いしたいと思っております。阪神もこの関係の準備委員の方々と長時間にわたって私語し合ったものがございますが、準備委員会として一生懸命やっておりますが、あの基本計画が乏乏というものがぼろぼろあり、具体的な言い

文字訂正

ます。やはり十ハミの道路を造れ、しかも田んぼの中に滑走路のようになっているところから先ほどいうぼろぼろ、あ全体の開発計画は今度下にござる小中学校の問題とかなりどうしようかという形に着えられておるかという点について非常にぼろぼろいものがある。従って是非私どもも一生懸命協力し、努力したいと思っております。当局におきましてもお伺いの姿勢が押すだけであつて、むしろぼろぼろ下下いすといふことを特にお願いしたいことを強く要望されております。その点は是非そういう形におき、地元に対しては下下いす関係者に好んでもお伺いの姿勢が話し合ひを進めたい下下いすといふことをお願いしたい。そして私の質問を終りたいと思っております。

・議長(田村匡雄君) 以上で一般質問を終了いたします。

・議長(田村匡雄君) 日程が田議案第五十四号福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供いたします。事務局として議案の朗読をいたします。

(青山藤平係長朗読) 省略

議長（田村匡雄君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

助役（森田幸造君） お許しをいただきまして議案オ五十四号福生財団健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。オ十一の条関係でございますが、これは保険料の算定あるいは所得者に對する税額の基準が異なるものでございまして、これを引下げたものとして三万円を引いた額が所得額の基準に達しないものに對して均等割と平等割を十分の四を引くよりオ十一のものの二倍にございしますが、これを三万円を四万円に改正しようとするものでございします。これに對して生じする保険料の減収分につきオ十一は国が全額負担することにしております。つぎにオ二十条の關係でございしますが、保険料の滞納がありオ十一の場合その延滞金利の計算基準が異なるものでございします。従来は保険料の引込み延滞金利子がかかるものでございして下が、この改正税法の改正がありオ十一の結果三月分よりかかるという二とに改めようとするものでございします。この附則にも



ございましてオ十一の条の規定は本年の四月一日分の保険料から適用されることにしております。オ二十条の方はこの条例をい加する必要があるものから適用するものでございします。

議長（田村匡雄君） これより質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） これにて質疑を終結いたします。

おほかりいただきます。議案オ五十四号は原案どおり決するに

二異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 二異議なしと認めます。オ十三議案オ五十四号は

原案どおり可決いたします。

議長（田村匡雄君） 日程オ五議案オ五十五号福生財団健康保険条例

の一部を改正する条例を議題にいたします。事務局より二議案の朗読をいただきます。

（青山謙幸保長朗読）省略

議長（田村匡雄君） 理事者から提案理由の説明を求めます。



(助役 永田幸造君 登壇)

助役 永田幸造君 御許可をいただきまして、議案オ五十五号福生街
手数料条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます
と存じます。 提案理由にもございますとおり、近來住民票や土地
台帳等の公法を一回に下量に図覧する方が多くなりまして従来の手
数料を徴収するに適正を欠く面が出て参りまして結果、手数料
の算定基礎を改めようとするものでございまして、丁度わちその手数
料条例のオニ条オ十九号におきましては住民票と戸籍の附表の
図覧料を改正し下りまして二枚までの四十日と二種類に於て図覧者
一人四十日に改めようとするものでございまして、冒頭でもご説明申
しあげましたとおり最近入學であるとか成人式であるとか七・五・三
等を対象として下りまして商店等からダイレクトメールを送り下
りましてために全所帯の住民票図覧申請がふえまして図覧料の
適正を欠くために近隣市町村とはほみをくらえまして改正しやうと
するものでございまして、さらに十一号の改正でございしますが、十号
に於りまして公法と図面の図覧を一回で四十日とございまして下りたが、



主として土地台帳でございまして公法と図面をそれぞれにわけま
して図覧料の適正をばかり、公法につきましては二枚を十号とし
て二冊につけて四十日、図面につけては十号として一枚四十日に改正
しようとするものでございまして、なお従来ありまして十二号はこの
改正の結果十三号と改めましてこの条例を十一月一日から施行した
らうと考へまして提案申しあげた次第でございまして、
よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

議長(田村匡雄君) 二枚より質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二枚にて質疑を終結いたします。

おほかりいたします。 議案オ五十五号は総務委員会に付託し
詳細に審議を願うことにいたして下りと思ひますが二枚に「異議あ
りませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めさう決定いたします。

なお委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

議長(田村匡雄君) 日程第六、議案第五十六号、昭和四十二年、度、福生所一般会計補正予算ヲ二号を議題に依り、事務局を以て議案の朗読をいたさせます。

(青山謙事係長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(卯辰森田章造君登壇)

卯辰(森田章造君) ご指名をいただきまして、議案第五十六号、昭和四十二年、度、福生所一般会計補正予算ヲ二号につきましてその大要を二説明申しあげたいと存じます。二存短のうちに今日の補正は財政再建計画完了後初めての補正予算でありまして、加えて年度後半にかかる予算といたしまして今後あるいは今年度におき最も重要な意味を有する予算と考へらるるものかと思ひます。従いまして当予算におきましては事業費の充實を旨とすると同時に財政における健全財政の保持にも十分留意してございまして、必要はから付け加えておくためでございます。今日の補正は一億三千百七十一万六千四百の増額と地方債の補正



五千三百万、その結果補正の総額は歳入歳出それぞれ七億四千五百四十万二千四百とあるものでございします。二頁から五頁にわたります。主として二説明申しあげたいと存じます。二頁の歳入から二説明いたします。地税におきまして千六百七十四万九千の増でございしますが、これは地民税の個人分が千七百七十四万、固定資産税が三百七十九万、都市計画税が六十万のそれぞれ増で、すべて現時点における自然増分を計上したものでございします。つぎの地方交付税は二千三十七万三千四百の増でございしますが、先日の新聞発表にもございまして、たゞしく昭和四十二年、度、分としての普通交付税が決定いたしまして、これを補正したためでございします。もちろん特別交付税は増減いたしておりませんが、使用料および手数料は三十三万七千の減と存しておりますが、これは、仮収入手数料の割合の引き下げによるものであります。国庫支出金におきまして三十三万二千四百の増につきましては、その内容のほとんどが学校建設費補助の増減でございまして、手おや田小学校の築におきまして設計査定にする

病で三百六十七万一千円、わい学校屋内体育館で三百九十二
 万一千円の新規計上、さらに二中屋内体育館で十万六千円の増額
 がその大きなものがございます。ほかほけ加えて申しあげますとわい
 政案につきましても設計単価および所費算出分の査定増等が補
 助金が減と化したものがございます。事業量そのものは減っており
 いことをほけ加えさせていたでございます。補助金三百五十九万三千
 円の増は老人クラブ補助金十四万四千円を初めといふ。まうて児
 童福祉費三十四万二千円、また先般の降塵被害に対する補助金
 等で十三万三千円、さらに補助税徴収委託金百二十万円の増等
 がその下まのものとございます。つぎの繰越金三千十一万七千円に
 つきまうては過般の予算議会で認定された前年度の繰
 越金でございます。諸収入の九百三十一万九千円増は国民年
 金印刷販売代金一百七十六万九千円、日本橋貸子所持種具
 費徴収金七十五万四千円、さらに国民年金印刷販売手数料
 二千一萬二千円のやめやめ増、また地租増徴金の減四十二万六千円が
 その内訳でございます。ほか印刷販売代金につきまうては



歳末におきまうて同額の支出を行ないますので増減はございませ
 ん。最後の財源は一小の屋内体育館が一百万円、鯉川の二小分校
 用地分として四千五百万円、合計五千三百万円でございます。
 以上歳入合計は一億三千七百一十六万六千円となり七億四千五百四十
 八万二千円の合計額とほる次でございます。つぎに歳出でございます
 いですが、四頁から五頁にわたる各款項にとございします。か
 議会議費におきまうて四千四百九千円の増とほっております。これは
 全額が一般経常費で消耗品費、自動車借上料等でございます。
 下。経費費三百六十二万五千円は、事務管理費で二百九十六
 万二千円の増、これは庁舎自転車置場二十万円、駐車場の拡張
 費三十万円、神明台整備用地負担金三十万円を主としてこれに
 経常費を加えたものとございます。またつぎの徴税費、戸籍住
 民登録費、統計調査費、監査委員会費等々やめやめ経常
 費で六十五万三千円を計上し合計三百六十二万五千円の増とほら
 おります。民生費で千九百二千円の増額補正でございます。
 ほか夫人の福祉関係におきまうて福祉会の補助金で約二十万円、

定算前正
定算前正
定算前正

国民年金印刷購入代 百七十九万九千九百九十九円、民間保育園敷料補助金として十万円、保育委託料六十三万三千円がその大半を占めております。但し費はインフルエンザ薬品代四十二万三千円、中支駅不便所設置関係が百五十万円、し尿投入台費の増に於ける手数料の増が四十二万七千円等、計二百五十一万五千円の増額と存しております。つぎの農林水産業費九十三万三千円の増は先般の降雹被害に於ける補助金七十四万四千円、手取農業経営資金利子補給金十二万一千円がその主たるものでございまして。随工費六万五千円は概費を初めとする経常費でございまして。土木費の補正は二千二百七十三万四千円、増額でございまして。この内大半はものほろ道路環河川橋りょう費で南地区仮設橋買入れ金が十五万円、下の河改修工事二十三万円、一般河道改良工事として一千二十万円の増額、計一千七十四万三千円、また都市計画費におきまして図面印刷代が二十一万円、東に建設調査委託費におきまして百九十万円、水害プール設計委託料四十五万円、同じく水一期工事の百万円、向水原田代代百

定算前正
定算前正
定算前正

円等、一千九百九十九万一千円、増額補正で合計二千二百七十三万四千円と存しております。消防費は経常費のほかに消火栓設置委託料に十三万二千円、二小サイレン取付工事代百五十万円等を補正し、計二百七十九万四千円の増額補正と存するものでございします。教育費は教育管理費十五万六千円、小学校は二小分校用地買収費が六千七百七十六万六千円の新規計上、P・T・Aの私費解消費が百五十六万一千円の増、わらわ小学校の改築で三百二十万円の増、また二小体育館建設費千九百六十万円の新規計上等、計七十九万五千円、中学校費P・T・A私費解消費が百九十九万五千円、また中学校の体育館建設費が四百六十九万九千円、等、計七百九十三万八千円の増額、さらに社会教育費の経常費で十五万五千円を増額し、合計千七百三十一万九千円の増額補正でございします。最後の予備費で百万円を追加してあるものでございします。以上歳出補正総額一億三千七百七十一万六千円、合計七億四千五百四十一万二千円と存するわけでございします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

でございます。先程水谷議員さんより東に開港と、東に開港と唱えて十年、これは大変な事業です。しかし本年どうやくにして何か明るい見通いが、この間東口の商人の方々は今かくと待てあるわけです。心ある人は商店を改装したい、何かいたと考へながらも二承知のとおり富士見通りは計画決定が下されてゐるゆゑに木造建築は許可にほるが鉄筋は許可されません。柳通りも拡張にほらない限り正規なものに建てられたい、そういう住民には重圧を受けております。今日、それにもかかわらずにしかにお叱しつゝは存じます。がやういふ二と二と九先して見通しをつけて下さうはよいほうでござい。二の二と二と理事者の責任はよいかと思ひます。それか今日にありても放任されてきてゐる。私はこれにたいしてはさう何か明確な態度がよい限り私は認得することばございせん。事情にそは議員の方もそはさういふたいと思つ。もう少し明確な答弁を願ひます。

○市長（石川常太郎君） 自席からお話し願ひます。当初予算におきまして相当の予算があり込めてあるわけでございます。

又通理の方でもございす。来年、昨年来年に着工できる問題でもございせん。この問題については予定どおり續けてやらせて下いと思つております。二の前の答弁と同じ答弁でございます。よろしくお願ひいたします。

○二番（中西虎蔵君） それでは予定どおり本年度を完了するといふことばございすか。

○市長（石川常太郎君） 本年度は完了いたしました。せん。この当初予算にのぞ……（「予算は削られたいです。すまに二部一か減らないんぞ」と叫ぶ者あり）……二の事業計画を延期したいと思つております。それを二の前の所の都市計画審議会におぼかりにいたします。よろしかつたのございす。が時間もございます。せん。それではおわかれでございます。その是非やのうにしたりと思ひます。

○十一番（中西虎蔵君） 今の審議会にかけるわけは変更でござい。理事者の一任でござい。二と十分二承知だと思ひます。私は議会にも二の証しが出てくるものと思つて下わけます。

町長は予定どおりやりますというから私はその予定でいいん
です。ところが予定どおりでは無い、わかぬか、確てい
予算ではどうして出来はしない。これは一体今までのことをい
たのからいりわけからい。間違ひなくできるといふやうな
のでもできないうというにほります。これは総て事業変更を
しなけりばい。その積算はいつ頃やるのかというにほると
思ふ。これは昨日やまのうのにほります。その点もう十分明確
にしていただきます。

町長（佐川常太郎君） 変更を町の審議会にお願ひしたいと思つて
あります。細い点については土木課長から答弁いたします。
土木課長兼町計画課長（本村 猛君） 自席から三答弁申し上げます。
まず、柳通りの件でございますが、はじめに中田議員さんのお
っしゃるとおり、一箇の補正の時に言われたいわけでございますが、
これも、私もいいたいです。とすべく、計画時点におきまして
柳通りの関係等、今後どの位断絶を必要とするかというに
まゝいろいろ調査したわけでございます。その点、町にもいろいろ

伺ひましたところ、町の施設や二課でございますが、内部にお
いても工事や先にやめというものと、いや買収を先にやめという二つ
の意見にわかれておるわけでございます。まあ現在の時点でも、
これは買収費、補償費、工事費等どの位の経費を要するかとい
うのが大体出て参るわけでございます。現在、時点でも約七千
万円程度は必要にほります。という観点もあり、先程町長が申
したように九月十一日に町の町計画審議会を行つた時に
この点もはっきりしたからおかれして町の財政的下面からいへば
昭和四十二年度で終るわけでございます。しかしその断絶と現在
町の補助金が毎年二百万円つておるわけでございますが、これ
が一挙に増額にほるといふことも現在の町の財政状況等から考へ
無理下というにほります。最近にほります。町の考へ
町の考へにほります。でも、買収でもできないうを早くやめという
話があるわけでございますが、一応計画の段階にいたしましては
あと三年位延長しなけりば町の財政等から無理ではなからう
というにほります。町長の今後、問題で